

事務所等位置図及び写真

(市内業者・準市内業者のみ提出)

位置図（市販の住宅地図の写しでも可）



外観写真（商号又は名称の確認ができるもの）

貼り付け

※新規で登録する場合は、裏面に内部写真（事務所内の机・椅子・パソコン・電話機等の事務機がわかるもの）を貼り付けること。